

平成27年9月定例会 総務県民生活委員会の概要

日時 平成27年10月 8日(木) 開会 午前10時 2分
閉会 午後 1時50分

場所 第3委員会室

出席委員 小川真一郎委員長

岡地優副委員長

横川雅也委員、神谷大輔委員、木下高志委員、本木茂委員、長峰宏芳委員、
吉田芳朝委員、並木正年委員、萩原一寿委員、秋山文和委員、木下博信委員

欠席委員 なし

説明者 [総務部関係]

飯島寛総務部長、高柳三郎総務部副部長、上木雄二税務局長、
福島浩之契約局長、飯塚寛参事兼税務課長、小野寺亘人事課長、
根岸章王職員健康支援課長、山崎高章文書課長、三須康男学事課長、
坂本泰孝個人県民税対策課長、真砂和敏管財課長、市川善一統計課長、
横田幸子総務事務センター所長、山岸盛三行政監察幹、
山田隆弘入札課長、寺井誠一入札審査課長、大山裕技術評価幹、
小池光晴県営競技事務所長

大島利彦道路街路課長

平山毅施設課長

大浜厚夫秘書課長

石橋正二郎人事委員会事務局長、

石井貴司人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、大野明男任用審査課長

[県民生活部関係]

福島勤県民生活部長、矢嶋行雄県民生活部副部長、山崎仁枝県民生活部副部長、
久保正美スポーツ局長、下田正幸広聴広報課長、加藤繁共助社会づくり課長、
小林安則人権推進課長、松崎徹県政情報センター所長、福田哲也文化振興課長、
小池要子国際課長、渡邊哲青少年課長、古垣玲スポーツ振興課長、
西村実スポーツ企画幹、清水雅之オリンピック・パラリンピック課長、
牧千瑞男女共同参画課長、山本好志消費生活課長、
松本晃彦防犯・交通安全課長

[議員提出議案関係]

山瀬陽一郎議会事務局総務課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
議第13号	埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	否決
第95号	法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第96号	埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例	原案可決
第99号	工事請負契約の締結について（社会資本整備総合交付金（橋りょう整備）工事（上武大橋上部工P3からP10まで））	原案可決
第100号	工事請負契約の締結について（大宮警察署等統合庁舎新築工事）	原案可決
第101号	工事請負契約の締結について（大宮警察署等統合庁舎新築電気設備）	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結果
第15号	私立学校父母負担軽減補助（幼稚園）の復活を求める請願書	継続審査
第17号	消費税の10%への増税の中止を求める意見書の提出について	不採択
第18号	安全保障関連法の廃止を求める請願	不採択

所管事務調査

さいたま新都心を使用した国際スポーツ大会について

【知事提出議案関係の付託議案に対する質疑（県民生活部関係）】

神谷委員

- 1 資料2に法人の活動内容が3つあるが、具体的にどのような活動をしているのか。
- 2 今回の条例改正に当たり、法人のどこを評価したのか。

共助社会づくり課長

- 1 まず「エコライフ推進等の普及啓発事業」として、県民にライフスタイルの転換を促すエコライフDAYの実施や住宅の省エネに関するセミナーの開催、太陽光発電などの創エネに関する相談助言を行っている。また、「中小事業所向け省エネ診断事業」として、省エネ診断員を無料で派遣し、省エネ機器のチェックや空調設備の効率的使用方法などの省エネ対策のアドバイスを行っている。さらに、県民から寄附を募り保育園や自治会館などに太陽光発電設備を設置する「太陽光市民共同発電所設置事業」を行い、県内6か所の施設に設置している。
- 2 環境分野において、課題解決に向け積極的に取り組んでいる点を評価した。

神谷委員

- 1 指定特定非営利活動法人への指定によって、法人にどのような効果が表れているのか。
- 2 どのような場合、指定の取消となるのか。
- 3 毎年、どのくらい申請があるのか。

共助社会づくり課長

- 1 指定法人においては、指定されることによって寄附金や協力会員が増加するなどの効果が表れている。
また、「県指定」の名称により多くの方に活動内容や寄附金の活用方法を説明するきっかけとなり、県内企業へのアプローチもしやすくなったとの声をいただいている。
- 2 指定の取消については、指定基準に適合しなくなる、県内に事務所がない、県内で活動がないといった場合などに対象となる。
- 3 これまで8法人から申請があり、指定を行った。相談については、毎年数件いただいている。

秋山委員

- 1 「認定」と「指定」の違いは何か。
- 2 法人は設立当初から「地球温暖化防止活動推進センター」の指定を受けることを目標に掲げ、実際に県の指定を受けている。指定を受けることの効果はどのようなものか。
- 3 浦和合同庁舎に法人事務所がある理由は、公的な仕事に対する評価によるものか。
- 4 NPO法人に対する税の課税はどのようになっているのか。

共助社会づくり課長

- 1 「認定」と「指定」制度では、認定や指定を受ける際の基準となる寄附者の人数や寄附金割合等の公益要件と、個人や法人がNPO法人に寄附した場合に受けられる寄附金税額控除等の税制優遇措置が少し異なっている。

- 2 環境ネットワーク埼玉は地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、県の指定を受け、温暖化防止に関する啓発や広報、相談、日常生活に伴う温室効果ガスの調査や情報提供等を進める役割を担っている。
- 3 法人は「埼玉県地球温暖化防止活動推進センター」に指定され、本県の地球温暖化防止事業の遂行に密接な関連を有する公益的な団体であることから、庁舎の使用を許可している。浦和合同庁舎には、ほかにも県域で活動する公益財団や社団法人が入居している。
- 4 法人税法で定義する34種の収益事業を行う場合はNPO法人も課税される。収益事業を行わない法人は法人税や法人事業税はかからないが、法人住民税の均等割は原則として課税される。ただし、収益事業を行わない法人は減免申請書により減免されることになる。

秋山委員

- 1 認定も指定も県が行うのか。認定の要件の方が厳しいようだが、要件の具体的な内容はどのようなものか。
- 2 今回の法人は課税されているのか。

共助社会づくり課長

- 1 認定法人は現在、県内に25法人あり、県やさいたま市が認定を行う。認定要件の内容は、公益要件として、①収入金額に占める寄附金の割合が20%以上、②年3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上、③県の条例による指定を受けていること、の3項目のいずれかを満たすことが必要である。本条例の指定要件については、①寄附金の割合が10%以上で、かつ、自治体や国との協働事業を年2件以上実施、②年3,000円以上の寄附者の数が50人以上で、かつ、寄附者とボランティア実人数の合計が100人以上の、2項目のいずれかを満たすことが必要であり、今回の法人は①に該当する。
- 2 法人としての収益事業があるので納税している。

【所管事務に関する質問（さいたま新都心を使用した国際スポーツ大会について）】

木下（高）委員

今定例会10月5日の日下部伸三議員の一般質問に際し、「さいたまクリテリウムの現行のコースは、病院予定地を完全に閉鎖する形で設定するので、救急車の搬入経路を確保することは困難であり、主催するさいたま市から、病院の完成時にはコースを改める意向である」と県民生活部長から答弁がなされた。これは、今まで議会に説明されてきた内容と矛盾している。平成23年12月定例会、企画財政委員会では、「さいたま新都心の整備自体がにぎわいづくりということで始まったという経緯もあるので、にぎわいにも配慮した医療拠点の整備を検討していきたい」と企画財政部長から答弁があった。さらに、平成26年6月定例会の地方分権・行財政改革・新都心整備特別委員会では、新病院に対しての質疑の際、さいたまクリテリウムを例にとり、「イベントを阻害しないように、主催者と協議していきたい」と保健医療政策課政策幹から答弁があった。「にぎわいに配慮し、阻害しないように」と言っておきながら、建設が決まり、にぎわいに配慮した医療拠点の整備を行わないならば問題である。埼玉県が主体性をもって、この課題に取り組むべきであると考え。これまでの企画財政部や保健医療部の答弁を踏まえ、県民生活部としてさいた

まクリテリウムの開催時にさいたま新都心周辺がしっかりとぎわうよう対応すべきであるが、今後どのようにするのか。

スポーツ振興課長

さいたま新都心のにぎわいづくりについては、保健医療部とも連携をして対応したい。

さいたまクリテリウムについては、県は共催の立場として、実行委員会では知事が顧問となり、県の職員もメンバーに名を連ねている。この実行委員会がさいたまクリテリウムの実施内容を決定していくことになるので、今後、主体的に、実行委員会の中で、さいたま新都心のにぎわいづくりについて対応していく。また、さいたま新都心を使用した国際スポーツ大会としては、今年から開催されるさいたま国際マラソンがある。こちらは、県が主催団体の一つであるので、正に県が主体となる。多くの皆様に注目される大会であるので、スポーツ振興ばかりでなく、さいたま新都心のにぎわいということにも対応して取り組んでいく。

木下（高）委員

この質問は、企画財政部、保健医療部と一緒にあって、うまく開催できるようにしてほしいという趣旨であるので、例えば、次の委員会での報告や、それよりも早い時期での委員への資料提供など、何らかの方策をとって説明してもらいたい。

スポーツ振興課長

さいたまクリテリウムや、さいたま国際マラソンにおけるにぎわいづくりの取組については、今年度の取組実績などを報告することができると思う。今後、何らかの形で説明させていただきたい。

【知事提出議案関係の付託議案に対する質疑（総務部関係）】

木下（高）委員

第100号議案及び第101号議案について、質疑したい。

- 1 第100号議案について、再入札となり、別の企業と仮契約を締結することに至ったプロセスはどのようなものであったのか。
- 2 6月定例会において、入札参加についてルール化すべきであるとの意見があったが、その後の検討状況はどうなっているのか。
- 3 大宮警察署等統合庁舎新築本体工事の入札は総合評価方式で決定したとのことだが、総合評価ではどのような技術提案を求め、どのような点を評価したのか。
- 4 今定例会に議案の提出を予定していた大宮警察署等統合庁舎新築空調設備工事については仮契約業者が契約を辞退したため、再入札を行うと聞いている。なぜ、辞退に至ったのか。また、これにより、庁舎の完成時期が更に遅れるということはないのか。

入札課長

- 1 6月定例会時の仮契約者は、7月9日夜に新座市発注の下水道工事の施工中にクレーンを転倒させ、国道を走行中のバスに衝突させる事故を発生させた。この事故を受け、県では「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく警告を7月15日に行った。この会社は昨年11月にも警告を受けていたことから3年間に2回の警告となり、同要綱に基づき同日付で入札参加停止措置を受けることとなった。これにより、入札公告の規定である「本契約までに県から入札参加停止措置を受けた者は本契約を締結

できない。契約辞退を申し出るものとする」により、本契約を締結できなくなり、翌日の7月16日に仮契約の契約辞退届が提出された。これを受け、7月31日に新たな入札公告を行い、9月3日に開札したところ、お手元の資料4の入札結果のとおり、斎藤工業株式会社が落札者となったものである。

- 2 意見を踏まえ、建設業界の意見も聴きながら検討を行い「埼玉県建設工事請負一般競争入札執行要綱」の改正を行った。改正内容は、入札参加者の資格要件に、「予定価格1億円以上の工事にあつては、公告日から落札決定までの期間に、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること」の項目を追加したものである。9月30日付けで県内部や建設関係団体に通知を行い、10月15日以降の入札から適用されることとなった。この改正により、埼玉県から入札参加停止措置を受けていなくても、他県等から工事成績不良の事由により2回以上入札参加停止措置を受けている会社は、当該入札に参加できなくなるので、前回のようなケースは起きないこととなる。

施設課長

- 3 工事の着工が当初の計画から1年遅れていることから、「工期内に確実に工事を完成させる工夫」を求めた。評価した点としては、工期短縮が期待できる提案であるかという点を評価した。具体的には、はり自体で型枠・足場を吊り、下からの支えを不要とする工法を採用することで、はり下部にスペースを確保できることから、別の作業を行うことができ、工事を効率的に進めて工期を短縮するという提案を評価した。
- 4 仮契約業者から「北陸新幹線の雪害対策工事をめぐる談合事件」に関与しているとの報告を受けたため、議案の提出前に業者へ状況を確認したところ、その後、辞退の申出があったものである。空調設備工事の再入札については、9月25日に入札公告を行い、10月22日に開札する予定である。これにより、庁舎新築工事から遅れて着工することとなるが、工事工程全体への影響は少ないと考えており、再入札における工期末も建築工事と同じ平成29年10月31日までとしている。

委員長

本委員会に1名の傍聴者が追加となったので報告する。

木下（高）委員

- 1 大宮警察署等統合庁舎新築工事における仕様と予算については当初入札時点と比較して変更があったのか。
- 2 大宮警察署等統合庁舎新築空調設備工事は完成時期が遅れることがないという説明があったが、工事への影響が少ないということは考えにくい。具体的にどのようなリスクがあり、どのような対処を考えているのか説明してほしい。

施設課長

- 1 仕様について、杭頭補強工事は杭工事の中で行うべきものであるが、庁舎新築工事の着工が遅れている影響により、杭工事で行うことが困難となり、庁舎新築工事で実施することとして変更している。予算については、継続費の設定を当初は平成28年度までの3か年としていたが、平成26年12月定例会で平成29年度までに変更している。
- 2 施工図面の作成において、庁舎新築工事と空調工事の連携が必要となることから、施工図面の完成が遅れると工程が遅延するリスクはある。こうしたリスクへの対処として、

建築工事の総合評価の技術提案においては、関連工事の着工が遅延することも想定し、「工期内に確実に工事を完成させる工夫」を求めていることから、工期内に完成できるものと考えている

萩原委員

- 1 第95号議案について、特例ということだが、昭和51年から毎回5年ごとに継続し、40年間も続けている。景気の良い時代でも悪い時代でも40年間続いているということで、恒久的なものにすべきという議論が今までにあったのか。また、景気が良い時代に特例を止めるという議論があったのか。
- 2 平成23年度から平成27年度までの増収額は147億円とのことだが、その前5年間の増収額はいくらか。

参事兼税務課長

- 1 超過課税は標準税率に上乘せし納税者に負担をお願いしていることから、その時々^の財政状況等を踏まえる必要がある^{ので}、5年間で区切り、その都度議論をお願いし、認めていただいた上で、納税者に説明させていただいている。また、本県では人口急増に伴う様々な行政需要の量が増加したり、社会経済情勢の複雑化・多様化などで行政に求められる質も変化していることから、5年ごとに延長をお願いしてきている。止めるという議論があったかどうかについては古い記録がなく明確な答えはできないが、以前から延長されてきているという状況である。
- 2 平成18年度から平成22年度までの5年間で約165億円である。

萩原委員

どういう状況になれば、特例を止めるのか。

参事兼税務課長

超過課税は、財政上その他の理由がある場合に認められていることから、財政状況が非常に好転するなど事情があれば止めるということもあり得るかと思うが、現在の本県の財政状況からすると、止めるのは難しいと考えている。

神谷委員

法人県民税の超過課税については、ほぼ全ての都道府県で実施しているようだが、法人事業税の超過課税を実施している団体はあるのか。

参事兼税務課長

法人事業税の超過課税については、宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県の8都府県で実施している。

神谷委員

埼玉県では、法人事業税の超過課税を実施しないのか。

参事兼税務課長

法人事業税については、税額が法人所得の計算上、損金に算入されることから、超過課税を実施することにより、市町村や他の都道府県の税収に影響を与えることとなる。本県

の税収増が他団体の税収減につながる方法は好ましくないと考え、本県においては実施していない。

秋山委員

第95号議案について、質疑したい。

- 1 超過課税の対象となっている法人のうち、資本金・出資金の額が1億円超の法人は何社あるか。資本金・出資金の額が1億円以下で法人税額が1,000万円超の法人は何社あるか。また、県内法人は何社あり、超過課税の対象となっている法人は全体の何パーセントか。
- 2 対象法人の要件の決定方法は全国一律ではないと思うが、本県と近県で違うところがあるか。
- 3 超過課税による増収分について、昭和51年からの推移はどうなっているか。
- 4 条例改正では5年ごとに延長しているが、法律で決まっているのか。法律で決まっていないのであれば、他県の状況はどうなっているのか。

参事兼税務課長

- 1 平成26年度の実績だが、資本金等の額が1億円超の法人は3,464法人、資本金等の額が1億円以下で法人税額が1,000万円を超える法人は6,011法人である。全体の法人数は144,295法人、そのうち超過課税の対象法人は9,475法人、率では6.6パーセントである。
- 2 対象法人の要件について、関東地方の都県では神奈川県を除いて本県と同様である。神奈川県では、資本金等の額が2億円を超える法人又は資本金等の額が2億円以下で法人税額が4,000万円を超える法人となっている。
- 3 昭和51年度から昭和55年度までが約101億円、昭和56年度から昭和60年度までが約166億円、昭和61年度から平成2年度までが約289億円、平成3年度から平成7年度までが約182億円、平成8年度から平成12年度までが約168億円、平成13年度から平成17年度までが約142億円である。
- 4 5年ごとの延長については、法律で決められているものではない。法人県民税の超過課税を実施しているのは46都道府県あり、そのうち適用期間を5年間としているのは43団体である。

秋山委員

第99号議案について、質疑したい。

- 1 上武大橋架換え工事の全体計画について説明してもらいたい。
- 2 予定価格は事前公表したのかの基準については公表しているのか。
- 3 価格順位が3番目であった「川田工業株式会社」を落札者とした経緯はどのようなものか。
- 4 低入札価格調査はどのように実施したのか。また、調査内容は公表しているのか。
- 5 低落札率の工事において、下請業者の労務者などに対し適切に労務費が支払われているかについて、県はどのように把握、指導しているのか。

第100号議案について、質疑したい。

- 6 辞退となった業者の入札参加停止はどのように決めたのか。また、総合評価では入札参加停止の措置は評価に影響するのか。
- 7 1回目から5回目の入札までの14か月で予定価格を11.7%引き上げた理由は何

か。

- 8 5回目の落札額は2回目の予定価格を下回ったが、予定価格は市場価格をどう反映しているのか。
- 9 3回目の入札時に同一人物が代表者であったため入札無効となったとのことだが、事前に調査・把握できなかったのか。
第101号議案について、質疑したい。
- 10 本案件について、業者は平成26年7月14日の開札から14か月待たされている。県でこのような例はほかにあるのか。

道路街路課長

- 1 上武大橋は、平成21年度から工事に着手しており、下部工工事は全て完了している。今回発注の中央部548mの両脇の上部工については昨年度発注し、今年度の渇水期に架設を予定している。今後の予定としては、今回の工事が平成29年3月に完成後、床版架設、橋面舗装、取付道路等を施工し、平成29年度末の完成を目標としている。
- 3 本工事においては価格と技術点で評価する総合評価方式により、落札者を決定している。今回の入札では、評価値の最も高かった川田工業を落札者とした。なお、評価値の算出方法については、技術評価点を入札価格で割り、その値が最も高い会社の評価値が整数4桁、小数点以下4桁目を四捨五入することと定めている。
- 4 低入札価格調査については、発注課である県道路街路課と熊谷県土整備事務所が、企業から提出された資料に基づきヒアリングを実施し、内容の確認を行った。調査内容の公開については、開示請求があった場合には、県情報公開条例に基づき公開をする。
- 5 下請業者の労務費については、工事の着手時、施工中、完了後に下請業者への聞き取り調査等を実施し、確実に支払いが行われていることを確認している。

入札課長

- 2 予定価格は事後公表である。また、調査基準価格と失格基準価格の算出方法は工事によらず全て同じである。なお、算出方法については公表を行っている。
- 6 評価基準には減点項目の指標があり、これを選択すると1点の減点となる。ただし、今回の議案はWTO案件なので選択できない。
- 9 事前に把握できたが、それまで本県では個別に法人登記された企業が、本県の競争入札参加資格者名簿にそれぞれ申請・登録された場合、独立した一企業と捉え、同一の入札に参加することを制限していなかった。しかし、入札結果公表後、疑義が寄せられたため、事情聴取を行ったところ、入札参加の意思決定や共同企業体を構成するに至った経緯などの説明に、食い違いが生じていた。不正行為の事実確認はできなかったが、公正・公平な競争がなされなかったと判断して入札を無効とした。
- 10 把握している限りない。

入札審査課長

- 6 「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」の「度重なる警告」に該当したことによるものである。今回は3年間で2回の警告となったため入札参加停止となった。

施設課長

- 7 予定価格は入札の都度、積算に適用する単価、見積及び掛率を最新のものに入れ替えて積み上げたものであり、1回目の入札から5回目の入札までの間に材料費や労務費が

上昇しており、結果的に予定価格が11.7%上昇したものである。

- 8 予定価格は積算時点における最新の単価、見積及び掛率を適用しており、実勢価格が反映されているものと考えている。

秋山委員

第99号議案について、総合評価の技術点はどのように決まるのか。

道路街路課長

今回の工事では、企業の実績や、技術提案を求めた工程管理の適切性、ゴルフ場の安全確保、桁架設の精度向上の提案内容のほか、地元下請けの有無等を評価項目とし、企業からの提案を評価した点数に100点を加えたものを技術点としている。

本木委員

- 1 第99号議案について、今回の工事は、全て埼玉県で行うのか。
- 2 総合評価方式における評価値の算出方法について再度確認したい。

道路街路課長

- 1 県境に架かる橋の工事費は折半となり、金額の半分は群馬県が負担することになっている。
- 2 評価値の考え方は、技術評価点を入札価格で割り、その値が最も高い会社の評価値の整数4桁、小数点以下は4桁目を四捨五入することと定めている。

本木委員

資料に記載されている請負金額は埼玉県負担分か。

道路街路課長

記載金額は工事費全体の金額である。工事は群馬県から負担金を受け、埼玉県が執行する。

本木委員

県境をまたぐものの費用については、あらかじめ他県の費用がいくら含まれているかを説明した方が分かりやすいのではないかと。

道路街路課長

今後はそのように対応したい。

横川委員

- 1 第95号議案について、延長の必要性として、「平成27年度当初予算において財源不足を補填するために、財政調整のための基金を582億円取り崩すなど、依然として厳しい状況である」とあるが、取り崩し後の基金残高はいくらか。
- 2 財政調整基金の残高推移はどうなっているか。

参事兼税務課長

- 1 平成27年度当初予算における財政調整のための4基金の残高は、378億円である。

2 平成22年度が955億円、平成23年度が955億円、平成24年度が955億円、平成25年度が901億円、平成26年度が956億円、平成27年度が当初予算で378億円という状況である。

横川委員

なぜ、平成27年度はこれほど大きな取崩額になったのか。

総務部長

年度当初においては基金残高がひっ迫したが、決算剰余金などを積むことで、次年度の当初予算の編成に向け基金の確保に努めている。毎年300億円から500億円を取り崩しており、平成27年度の取崩額が特別に大きいというわけではない。

横川委員

次年度の当初予算では、基金の残高が同等の額まで戻るということでよいか。

総務部長

必ず戻るわけではないが、できるだけ当初予算が組めるよう基金の確保に努めている。

長峰委員

大宮警察署の工事請負契約は、入札の不調や落札者の入札参加停止措置などにより、5回の入札を行い、約1年が経過している。この5回の入札では、資材価格の上昇などの理由から、それぞれ予定価格を変更しているが、実際に工事を受注した会社は数年間の施工となるため、赤字となる可能性がある。県は、実勢価格を把握しきれていないのではないのか。このような状況では県民は県の入札に不安を覚えると思うが、現状をどのように感じているのか。

総務部長

大宮警察署の工事については、平成26年5月に公告以来、それぞれの理由はあるが5回の入札を実施したため、長い期間になってしまったことを反省している。予定価格は直近の実勢価格から定めており、契約後に価格が大幅に変動した場合には、契約約款に請負額を変更できる規定を入れているところである。しかしながら、大宮警察署の案件については、現庁舎の耐震問題もあり、早期に着工すべき工事であったと考えている。今後、できる限りこのようなことがないように努めていきたい。

【知事提出議案関係の付託議案に対する討論】

なし

【請願に係る意見（議請第17号）】

神谷委員

社会保障分野にあって、急速に進む少子高齢化の中で、持続可能な社会保障制度を確立することが重要である。国民の負担を抑制しつつ必要な社会保障が行える制度を構築し、次世代に引き継いでいかなければならない。こうした点を踏まえ、消費税については、社会保障と税の一体改革の中で、社会保障の充実と安定した財源確保及び財政健全化目標の達成について同時達成を目指すため、税率の引上げが決定されたものである。従って、政

府に対し、消費税の10%への増税の中止を求める意見書の提出を求める本請願は不採択とすべきである。

秋山委員

消費税は、1987年4月に税率3%で導入されてから26年になる。安倍政権は2014年4月から税率8%を強行し、10%への増税時期については景気条項を削除し2017年4月とした。世論調査では国民の60%以上が増税反対である。消費税は、低所得者に重い税金であること、零細な事業者には価格に転嫁できず自腹を切って納めなければならない過酷な税であること、一方で輸出大企業には、莫大な金額が還付されることなどから、弱い者いじめの不公平な税である。勤労者世帯の可処分所得は大きく落ち込み、また派遣労働、非正規雇用の増大で国民の貧困化が進んでいる。このような時に8%から10%への増税は、消費を一層冷え込ませ景気をどん底に突き落とすことになる。消費税収は増えてもその他の税収は落ちることになり、財政健全化どころか財政破たんへの道を進むことになる。消費税導入後の26年間の消費税収額304兆円の約9割に匹敵する263兆円が、この間行われた法人税率引下げ、大資産家優遇税制によって消えている。消費税の増税は、財界・大企業や大金持ちは大喜びするだろうが、国民にとっては百害あって一利なしの最悪の大増税である。税の基本は負担能力のあることから取り、負担能力のないところからは取らない応能負担が原則である。政治家は、国民に一層の苦しみをもたらし、景気を悪くし、日本経済をダメにするこの消費税大増税を行ってはならないと確信するものである。よって、採択すべきである。

【請願に係る意見（議請第18号）】

神谷委員

我が国の安全保障に関する重要事項及び法案は、国が処理すべき事務である防衛上に関するものである。先の国会では会期を過去最長の95日間延長し、様々な意見や論点が出され、十分な審議を尽くして決定されたものである。また、先の6月定例会において本議会に提出された廃案を求める意見書の提出を求める請願は不採択となった。平和安全関連法は、国民の命と平和な暮らしを守るために必要な法律であるため、廃止を求める意見書を国に提出することを求める本請願は、不採択とすべきである。

秋山委員

安全保障関連法は、日本国憲法に真っ向から背く違憲立法である。この法律に盛り込まれた戦闘地域での兵たん、戦乱が続く地域での治安活動、米軍防護の武器使用、そして集団的自衛権の行使など、どれもが憲法9条をじゅうりんして、自衛隊の海外での武力行使に道を開くものである。同法に対して、圧倒的多数の憲法学者、歴代の内閣法制局長官、元最高裁判所長官を含むかつてない人々から憲法違反という批判が集中している。このような重大な違憲立法の存続を許すならば、立憲主義、民主主義、法の支配という我が国の存率の土台が根底から覆されることになりかねない。国民の多数意思を踏みにじり、違憲立法を強行することは、国民主権という日本国憲法が立脚する民主主義の根幹を破壊するものである。憲法違反の戦争法を廃止し、日本の政治に立憲主義と民主主義を取り戻すために、本請願を採択すべきである。

萩原委員

不採択の立場から意見を述べる。

平和安全保障関連法は、我が国を取り巻く周辺諸国の環境が急激に変化する中、憲法第9条の戦争放棄とともに憲法の前文にある生存権並びに国民の生命と自由、幸福の追求の権利を国が最大限に尊重するという憲法第13条に照らし、切れ目のない安全保障法制を整備し、戦争を未然に防ぐための戦争防止法である。平和安全法制整備法における限定的な集団的自衛権は、憲法の枠内にある自国防衛、専守防衛を新3要件で明確にし、1972年の政府見解の基本的な論理を維持したものであり、あくまでも合憲である。新法である国際平和支援法においても海外派遣3原則を整備し、自衛隊の活動が無制限に広がらないようにした。今回の議論は、外交努力を尽くすことを大前提に、憲法の枠内で、どこまで自衛の措置が可能なのか、そこから出発したものである。衆議院、参議院合わせて約220時間の審議時間を費やし、参議院では修正協議が行われ、与野党5党の合意文書も交わされ、十分な審議が尽くされている。よって、本請願は不採択とすべきである。

吉田委員

採択すべきとの立場で意見を述べる。

集団的自衛権の行使を容認するには、まず憲法を改正すべきであり、一内閣の解釈改憲により行うべきではない。また、安全保障関連法のような重要法案は、強行採決により成立させるべきではない。よって、本請願は、採択すべきである。

【議員提出議案関係の付託議案に対する質疑】

木下（博）委員

- 1 支給について、「一般職の例によるものとする」と定められているが、一般職の例によるとなると、公共交通機関を利用する場合はその実費となるが、自家用車等を利用した場合は、距離により定められた単価に基づいて支給していくと解される。職員が自家用自動車で出張した場合、1 kmにつき何円が支給されるのか。
- 2 支給金額の算定は、どのような根拠に基づいて行われているのか。

議会事務局総務課長

- 1 職員が自家用自動車により出張した場合、1 kmにつき18円を支給している。
- 2 ガソリン代と自動車保険の任意保険料を考慮して算定している。

木下（博）委員

支給されている中で、実額より多い、あるいは少ないといった何らかの問題は生じているのか。

議会事務局総務課長

現行制度を運用する上で、特段支障は生じていないと聞いている。

秋山委員

仮に本議案が6月定例会で可決し施行されていたとした場合、9月定例会の応招旅費について、どのくらいの削減額が見込まれるのか。9月定例会の応招旅費支給日を本会議開催日と委員会日の計9日間とし、全議員が公共交通機関により登庁し、宿泊費等の費用が発生しないと仮定して試算するとどうなるか。

議会事務局総務課長

応招旅費の支給額について、現行条例では、議員93人に対する1日当たりの支給額は約72万8,000円である。

改正案による支給額について、「全議員が公共交通機関により登庁し、宿泊費等のその他の費用が発生しない」との限定した条件で試算すると、議員93人に対する1日当たりの支給総額は約11万5,000円である。応招旅費の支給日を計9日として計算した場合、現行支給額との差額は約551万7,000円となる。

【議員提出議案関係の付託議案に対する討論】

木下（高）委員

反対の立場から討論を行う。6月定例会の審議の際にも申し上げたが、本議案の費用弁償のように議員の処遇に関することについては、より多くの会派の賛同、協力が必要である。そのため、これまでも、議員の処遇に関することについては、各会派代表者会議において協議した上で、必要があれば、会派間で自主的な協議機関を立ち上げ、一定の時間をかけて必要な協議、検討を行い、見直しを行ってきている。

しかしながら、6月定例会で本議案が継続審査となって以降、議案の成立に向けた働き掛けは感じられない。議員の活動は多岐に渡っており、全国的には、定額又は定額に交通費などの実費を加えて支給しているところが36都道府県あり、本県のように定額で支給する方式は一般的な方法であると考えられる。見直しが必要な場合には、職務の実態を考慮した制度となるよう十分に協議、検討することが必要であり、今回のように「非常に短時間で改正ができるので、第2項のみ」というような提案は避けるべきである。以上の理由から、議第13号議案には反対である。

並木委員

賛成の立場から討論を行う。現在10の県議会で、費用弁償として交通費の実費を支給している。大阪府議会では既に廃止をし、神奈川県議会、千葉県議会が実費支給方式を採用、東京都議会と埼玉県議会だけが定額支給方式となっている。そして、近年、東京都議会では、検討委員会で、費用弁償の在り方などの検討を始めるとの報道があった。先ほどの質疑の中でもあったが、1日当たり約61万3,000円、これを9日間とすると、551万7,000円もの費用弁償を、私たちは応招旅費としていただいている。これは県民の生活に沿っていない。この交通費は改めるべきであり、賛成である。

吉田委員

賛成の立場から討論を行う。議員報酬を含めて安易に安くしようとか、削ろうといった考えは持っていないが、費用弁償については内容的なことを含めて廃止して、もし必要であれば、逆に政務活動費を増額するなど、議員活動をしっかりと行う上でのお金をもう少し明確にすべきである。議会に登庁したから定額支給されるという費用弁償の方式は改めるべきである。

6月定例会において提案された際、自民党から、他会派と話し合いをして決めるべきであるとして継続審査にされた。会派間で話し合うというのであれば、自民党の方から話があるのがしかるべきで、こちらからボールは投げている。継続して話し合いをすべきと言っておきながら全く議論がなかったのに、ここに来て急に反対というのは、おかしいのではないかと。よって、賛成をしていただきたいということで討論させていただく。

秋山委員

県民から見て、これはほんのささいな一歩であるが前進だと思うので、是非合意をして前に進めていただきたい。

木下（博）委員

賛成の立場から討論を行う。本議案については、処遇に関わる点であるので慎重に検討すべきであるということも十分理解できるところである。一方で、費用弁償について、処遇というよりは、特に議会開会中に実際に掛かった費用をどのような形で支給するかというものであり、それを定額制から職員と同じように実費相当分にしようというもので、実費の掛かるコストについて、より県民に理解しやすいもの、シンプルにしていこうという趣旨の提案であると理解している。財政が本当に厳しいということが、本日の様々な議論の中でも指摘されている。そういった中で、議員自らができることは率先して定めてやっていきたいと思いますということを執行部全体に理解してもらって、県民のための県政を進めていくための一歩として、是非賛成して実施できるようにしていただきたいと考えている。